

稲城市工事請負契約における現場代理人の常駐義務緩和に関する基準

平成 26 年 4 月 17 日

市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、稲城市工事請負契約約款に規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第 2 条 稲城市は、次の各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、稲城市との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 工事請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（稲城市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

2 前項各号の期間については、工事ごとに設計図書又は打合せ記録その他の書面により明示するものとする。

(現場代理人の兼任)

第 3 条 稲城市は、受注者から現場代理人を他の工事の現場代理人として兼任させたい旨の申請があったときは、当該申請が次の各号の全てに該当する場合に限り、合計で 2 件まで兼任を認めることができる。

- (1) いずれも稲城市が発注する工事であること。
- (2) 兼務しようとする工事の契約金額がいずれも次に掲げる金額未満であること。ただし、契約変更が生じたことによりこの金額を上回る場合も、法令に違反する場合を除き、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとする。

ア 発注業種「建築工事」以外の工事 4,500万円

イ 発注業種「建築工事」 9,000万円

(3) 工事現場がいずれも稲城市内であること。

(4) 工事現場の安全管理、工程管理、住民対応等に十分に配慮できるものと認められること。

(5) 当該兼任する各々の工事に係る監督員と常に連絡が取れる体制が確保され、緊急時には現場に急行できると認められること。

第4条 前条の規定にかかわらず、稲城市は、当該申請が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを承認してはならない。

(1) 稲城市が、工事の施工内容、現場の条件等に鑑み、兼任が困難と判断したとき。

(2) 既に従事している工事において常駐が義務付けられているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、稲城市が兼任を不適當と認めたとき。

(手続)

第5条 第3条の規定により現場代理人の兼任を希望する者は、現場代理人兼任申請書（様式第1号）を稲城市へ提出しなければならない。

2 第2条に定める期間のみ現場代理人の兼任を行っていた者で、同条に定める期間を超えて兼任を希望する場合は、前項の規定を準用する。

3 稲城市は、第1項（前項により第1項の規定を準用する場合を含む。）の申請を受けたときは、当該現場代理人の兼任の可否を決定するとともに、現場代理人兼任承認通知書（様式第2号）により受注者に通知するものとする。

（兼任を認めた場合の取扱）

第6条 稲城市は、兼任配置とした工事の施工中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼任を解除できる。

(1) 受注者の安全管理、工程管理等施工管理体制が不十分で兼任を継続することが適当でないと認められ、改善指示を行っても改善がみられないとき。

(2) 予期しない事態が生じ、兼任を継続することが不適當と認められるとき。

(3) 兼任の手続に不正な点があったとき。

2 前項の規定により兼任を解除する場合は、現場代理人兼任配置解除通知書（様式第3号）により解除の理由を付して受注者に通知する。

付 則

この基準は、平成26年4月17日から施行する。

付 則（令和5年4月1日市長決裁）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和7年4月30日市長決裁）

この基準は、令和7年4月30日から施行する。

年 月 日

現場代理人兼任申請書

稲城市長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事について、現場代理人の兼任を希望しますので申請します。
兼任する工事については、安全管理、緊急時の対応等に万全を期し、施工することを誓約します。

記

1 工事件名	
2 契約金額	
3 工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 現場代理人氏名	

（上記の現場代理人が現在従事している工事）

1 工事件名	
2 契約金額	
3 工期	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

現場代理人兼任承認通知書

様

稲 城 市 長

年 月 日付けで申請のありました下記工事に係る現場代理人の兼任については、稲城市工事請負契約における現場代理人の常駐義務緩和に関する基準第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり承認します。

記

1 工事件名	
2 契約金額	
3 工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 現場代理人氏名	

（上記の現場代理人が現在従事している工事）

1 工事件名	
2 契約金額	
3 工期	年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

現場代理人兼任配置解除通知書

様

稲 城 市 長

年 月 日付けで承認いたしました次の工事に係る現場代理人の兼任について、稲城市工事請負契約における現場代理人の常駐義務緩和に関する基準第 6 条に基づき、下記の理由により解除いたしましたので通知します。

1 現場代理人氏名

2 兼任を解除する工事

1 工事件名	
2 契約金額	
3 工期	年 月 日 から 年 月 日 まで

1 工事件名	
2 契約金額	
3 工期	年 月 日 から 年 月 日 まで

3 解除理由